

国家公務員共済組合連合会では、次の被災された年金受給者の方が提出する次の届書について、提出期限を令和2年3月31日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和2年3月31日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

○ 対象となる年金受給者の方

令和元年10月12日において令和元年台風第19号に伴う災害に際し、災害救助法が適用された市区町村の区域に住所があり、誕生日が10月1日から2月29日までの間にある方

○ 対象となる届書

- ・ 加給年金額対象者に係る届出
- ・ 身上報告書
- ・ 診断書および障害状態に関する届出書